

平成20年2月

各 位

豊田市指定管理者選定委員会事務局  
(総務部人事課)

### 新規指定管理者の内定について

以下の施設に関して、平成20年4月から管理運営を行う指定管理者を内定しました。  
なお、指定管理者の決定は、平成20年3月市議会での議決を経て正式に決定されます。

#### 1 指定管理者内定団体

施設名	選定区分	指定管理者内定団体	指定期間
豊田市石畳ふれあい広場	単独指名 (第2号)	藤岡石畳地区地域づくり協議会	平成20年4月 から3年間
豊田市藤岡ふれあいの館	単独指名 (第5号)	(財)豊田市文化振興財団	平成20年4月 から1年間

※選定区分の「第○号」とは、豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第32号)第2条における該当号数(単独指名理由)を表すものです。

#### <注意>

- 豊田市藤岡ふれあいの館は、豊田三好事務組合が設置した施設であるが、平成20年3月末の同組合解散に伴って豊田市に移管されるものです。指定管理者及び指定期間は、移管前の内容を引き継ぐものとして取扱います。